○国土交通省告示第千七十八号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の水域を次のように指定する（平成二十一年十月二十三日の午後三時から午後五時までの間、同月二十四日の午前九時から午後五時までの間及び同月二十五日の午前八時三十分から午後四時三十分までの間に限る。）。

平成二十一年十月十六日

国土交通大臣　前原　誠司

兵庫県南あわじ市に所在する湊港西外防波堤灯台から四十度千百五十メートルの地点から百二十五度方向に引いた線、同地点から二百七度四百メートルの地点まで引いた線、同地点から百二十五度方向に引いた線及び陸岸により囲まれた水域

○国土交通省告示第千七十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十月十六日

国土交通大臣　前原　誠司

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法の申請者	申請者の住所	認定年月日
1034	年間暖冷房負荷の計算方法を用いて評価する方法	5－1　省エネルギー対策等級	財団法人電力中央研究所	東京都千代田区大手町一丁目6番1号	平成21年9月28日

○防衛省告示第百八十八号

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定に基づき、漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。

平成二十一年十月十六日

防衛大臣　北澤　俊美

漁船の操業を制限し、又は禁止した区域の名称	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべき時期
六ヶ所対空射場水域 （青森県上北郡六ヶ所村地先） （平成二十一年六月十九日防衛省告示第百十六号）	平成二十一年七月一日から同年十一月五日まで	平成二十一年十一月六日から平成二十二年二月五日まで
東京都新島南方海面誘導飛しょう体試射水域 （東京都新島村地先） （平成二十一年九月十八日防衛省告示第百七十一号）	平成二十一年十月一日から同年十月二十二日まで	平成二十一年十月二十三日から平成二十二年一月二十二日まで

○防衛省告示第百八十九号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十一年十月十六日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十一年十月二十六日の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

自衛艦二隻

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年十月十六日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十一年十月二十六日の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の区域

実施艦　自衛艦二隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年十月十六日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十一年十月二十六日及び同月二十七日（予備、同月二十八日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(イ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(ウ)　東経一二九度〇九分五二秒

(エ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

自衛艦四隻

実施艦　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

その他　二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年十月十六日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十一年十一月三日及び同月四日（予備、同月五日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　東経一四〇度一六分四八秒　北緯三四度〇八分一二秒

(イ)　東経一四一度〇一分四八秒　北緯三三度四四分一二秒

(ウ)　東経一四〇度二二分四八秒　北緯三四度三一分一二秒

(エ)　東経一四〇度〇七分四八秒　北緯三四度三五分一二秒

自衛艦二隻

実施艦　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

その他　二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年十月十六日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十一年十一月五日（予備、同月六日）の一二〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(イ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　北緯三二度二〇分一二秒

自衛艦二隻

実施艦　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

その他　二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。